

## 10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります！

☎ 駅南庁舎こども家庭課  
TEL 0857-20-3461 FAX 0857-20-3405

**対象**  
3歳児クラスから5歳児クラスの子ども  
0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯の子ども

**対象範囲**  
●幼稚園、保育所、認定こども園など  
保育料を無償化（幼稚園は月額2.57万円、国立大学附属幼稚園は月額0.87万円を上限）  
※通園送迎費、給食費、行事費などは無償化の対象にはなりません。

※低所得世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食費（おかず・おやつ代）の支払免除または負担軽減を行います。

●幼稚園・認定こども園の預かり保育  
保育の必要性が認められ、幼稚園、認定こども園（教育認定）の預かり保育を利用する場合は、保育料に加えて月額1.13万円（日額450円）を上限として利用料を無償化

●認可外保育施設など  
保育の必要性が認められ、保育所などに通っていない子どもが、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円を上限として利用料を無償化  
※無償化の対象となるには、認定申請が必要ですので、こども家庭課で手続きを行ってください。



## 県民総合福祉大会

☎ 県民総合福祉大会実行委員会事務局  
（鳥取県社会福祉協議会内）  
TEL 0857-59-6344

鳥取県や鳥取県社会福祉協議会などの福祉団体が本県の社会福祉の発展に大きく功績のあった人を表彰。あわせて、福祉のまちづくりに対する理解を深めるための講演会などを開催します。

**とき** 9月18日（水）10:30～14:30  
**ところ** とりぎん文化会館梨花ホール  
**内容**▷活動発表「支え愛でまちづくり～『支え愛マップ』でつながる地域～」  
▷アトラクション「エコー・とっとり 和太鼓・鳴子」  
▷記念講演「脳を鍛える活脳トレーニング」  
講師：篠原菊紀さん（公立諏訪東京理科大学教授）  
▷シニアバンクコーナー（芸能披露）、健康コーナー（血管年齢測定、健康相談など）、福祉の店コーナー、福祉情報・啓発コーナー  
**料金** 無料

## 障がいに関する相談

☎ 駅南庁舎障がい福祉課  
TEL 0857-20-3475 FAX 0857-20-3406

身体障がいや知的障がいのある人、またはその家族からの日常生活を送るうえでのさまざまな相談に応じ、福祉サービスなどに関する情報提供や助言を行う身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を設置しています。また、7月より新たに精神障がい者相談員が加わりました。困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。詳しくは、本市公式ホームページをご覧ください。



### 【精神障がい者相談員】

氏名	電話番号	相談日
市谷貴志子	080-3892-1821	毎週月・木 18:00～20:00
田淵 眞司	090-3636-8761	毎週火・金 18:00～20:00

## 就学時健康診断

☎ 第二庁舎学校保健給食課  
TEL 0857-20-3376 FAX 0857-29-0824

令和2年4月に小学校、義務教育学校へ入学する児童（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ）を対象に、健康診断を行います。対象児童の家庭には、10月上旬に案内通知などを送付しますので、指定の会場にお越しください。  
※指定以外の会場で受診を希望される場合は、通知が届いた後、問い合わせ先までご連絡ください。

## 9月10日～16日は、自殺予防週間 一人で悩まず、 あなたの声を聞かせてください

☎ さざんか会館中央保健センター  
TEL 0857-20-3194 FAX 0857-20-3199

### ■気づきと声かけが命を救うきっかけに

自死を防ぐためには、悩みを話せる場所があることや、声をかけ話を聞いて、見守り、必要な時には相談窓口を勧めるなど、ゲートキーパー（門番）の役割を担う人の存在が必要です。一人一人の命をみんなで守れる鳥取市をめざしましょう。

### ■鳥取市・鳥取県のこころの相談窓口

月～金（祝祭日除く）8:30～17:15  
中央保健センター TEL 0857-20-3194  
鳥取東健康福祉センター TEL 0857-25-5008  
各総合支所市民福祉課 TEL 8ページ  
障がい者支援課 TEL 0857-22-5616  
鳥取県立精神保健福祉センター TEL 0857-21-3031  
毎日365日12:00～21:00  
鳥取いのちの電話 TEL 0857-21-4343



## 動物愛護週間 ～人と動物の共生する社会の実現を目指して～

☎ 鳥取県東部庁舎生活安全課 TEL 0857-20-3675 FAX 0857-20-3687

9月20日～26日は動物愛護週間です。動物を飼う際のルールやマナーについて確認し、動物の愛護と適切な飼い方について関心と理解を深めましょう。

### 1. 動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任を持って飼いましょう

飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めたら、動物の種類に応じた適切な飼い方をして、健康・安全に気を配り、最後まで責任を持って飼いましょう。

### 2. 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう

糞尿や毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。特に犬には鳥取市の条例により係留義務がありますので、散歩中にリードは外さないでください。

### 3. むやみに繁殖させないようにしましょう

動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしま

しょう。また、生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。飼い主がいない猫に「かわいそうだから」とえさをあげるだけでは、猫が増え近隣住民の迷惑になります。

### 4. 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

飼っている動物が自分のものであることを示す、マイクロチップ、名札、足環などの標識（犬は鑑札、狂犬病予防注射済票）をつけましょう。迷子になっても、無事帰ってくる可能性が高まります。

### ■動物愛護週間イベント 動物愛護フェスティバル

**とき** 9月22日（日）10:00～16:00  
**ところ** 人と動物の未来センター“アミティエ”（倉吉市下福田）  
**料金** 無料（ドッグランにご入場の際は寄付金をお願いします）  
**内容** フォトコンテスト、無料トリミング、乗馬体験など  
※詳しくはアミティエホームページ（http://www.haac.or.jp）をご覧ください。

## 9月10日「鳥取市防災の日」に 鳥取市総合防災訓練を行います

☎ 本庁舎危機管理課  
TEL 0857-20-3127 FAX 0857-20-3042

**とき** 9月10日（火）10:00～12:00  
**ところ** 市役所本庁舎・駅南庁舎、中ノ郷小学校、福部未来学園

**内容** 中ノ郷小学校・福部未来学園では、地域住民による避難所の開設・運営体験、防災関係機関の装備展示などが行われます。



### ■訓練災害情報は防災行政無線・緊急速報メールでお知らせ

10:00～10:10にかけて「地震発生」など、訓練のための防災行政無線による放送や緊急速報メールの配信を行います。

緊急速報メールは、市内に滞在している人に配信されます。マナーモードにしても着信音が鳴りますので、携帯電話が鳴ってはいけない場合は、あらかじめ電源を切ってください。

※機種によっては携帯電話の受信設定が必要な場合や、一部機能が利用できない場合もあります。詳しくはお持ちの携帯電話会社ホームページなどでご確認ください。

### ■その場でできる一斉防災訓練

10:00の防災行政無線を合図に、まずその場で机の下にもぐるなどの身を守る行動をとってみましょう。この訓練は、短時間でひとりでもできますので自宅や会社などで取り組んでみてください。

## 固定資産税課からのお知らせ

☎ 駅南庁舎固定資産税課  
TEL 0857-20-3424 FAX 0857-20-3401

こてざえもん



### ■固定資産税の課税対象になる家屋とは

次の要件を有するものとなります。  
①基礎などで土地に定着して建造されているもの  
②屋根および三方以上の周壁があり、風雨をしのぎ得るもの（外気を遮断することができる一定の空間を有する）  
③家屋本来の目的（居住、作業、貯蔵など）の用途に供し得るもの

※買った物置や自分で建てたものでも、上記の要件を満たすものは、固定資産税の課税対象になりますので、その場合はご連絡ください。

### ■家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合や、事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、翌年の税額が変更される場合があります。早急にご連絡ください。

一般に住宅の敷地となっている土地については、税負担を軽減する特例が適用されるため、家屋の取り壊しや用途変更により土地の固定資産税も見直される場合があります。

なお、家屋の取り壊しや用途の変更などで、法務局に滅失・表示変更登記をした場合は、届け出の必要はありません。